

平成27年度分 事務事業評価事業一覧

大綱 Ⅲ 健康的で安心して暮らせるまちづくり ～保健・医療・福祉の充実～

管理番号	大綱	基本施策	施策	担当部	事業名	事業目的	事業内容	政策/経常	新市建設計画	H27事業費(決算)	一次評価	一次評価コメント	総合的評価	総合的評価コメント
64018	Ⅲ	❶	①	健康福祉部	母子保健推進事業	母親及び乳幼児への保健指導、健康診査等を実施し健康の保持、増進を図る	妊産婦、乳幼児を対象とした健康診査、健康教育、健康相談。思春期保健事業 平成24年度からブックスタート(乳児に絵本のプレゼント)開始	経常	無	97239	A	母子保健事業は健康づくりの根幹であり今後とも事業の充実を図る必要がある。	A1	子育て支援に直結しており、必要な事業と認める。
64035	Ⅲ	❶	①	健康福祉部	保健衛生総務費(政策)	不妊に悩む夫婦の治療費を軽減する。住民の生命を守り健康維持を図る。	関係団体への補助 不妊治療に対する助成 子どもの放射線内部被ばく健康調査委託	政策	無	4718	A	不妊治療への助成なり、医師会、看護専門学校への助成について、重要な施策と考える	A2	必要な事業と認める。
64035	Ⅲ	❶	①	健康福祉部	(保健衛生(政策)のうち、不妊治療事業)	不妊に悩む夫婦の治療費を軽減する	健康保険が適用されない不妊治療費を助成する。特定不妊治療と男性不妊治療は県の助成を受けた方への上乗せ助成(5万円まで/回) 一般不妊治療(人工授精)は市のみ助成で、7割助成(1年間、10万円限度)	政策	無	4315	A	不妊治療への助成なり、医師会、看護専門学校への助成について、重要な施策と考える	A2	必要な事業と認める。
61018	Ⅲ	❶	②	健康福祉部	生後4か月赤ちゃん全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を助産師等が訪問し、育児等に関する様々な悩みを聞き相談に応じるほか子育てに必要な情報提供を行うことにより、地域における子育て家庭の孤立化を防ぐとともに虐待の早期発見を行い、乳児の健全な育成環境の確保を図	・育児に関する不安や悩みの傾聴、相談 ・支援が必要な家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連絡調整 ・子育て支援に関する情報提供 ・乳児及びその保護者の心身の様子及び養育環境の把握	政策	無	184	A	保護者の問題の早期発見や子育てに関する情報提供による乳児の育成環境の確保に貢献している	A1	乳児の健全な育成環境の確保に必要な事業と認める。職員体制のスムーズな引き継ぎについて検討のこと。
64019	Ⅲ	❶	②	健康福祉部	予防接種事業	感染症の予防とまん延防止、重篤な疾病の予防	定期予防接種の実施 平成25年度から子宮頸がん、ヒブ、肺炎球菌定期接種化、BCGは個別と集団併用で実施開始 平成26年10月1日より、水痘・高齢者肺炎球菌予防接種が定期接種化	経常	無	249424	A	予防接種法に基づく定期予防接種であり、感染症予防対策の重要な事業として今後とも接種率の確保が求められる。	A2	必要な事業と認める。
64036	Ⅲ	❶	②	健康福祉部	予防接種事業(政策)	感染症の予防とまん延防止、重篤な疾病の予防	・平成24年度から小児インフルエンザ予防接種一部助成開始	政策	無	2167	A	感染症予防対策として任意予防接種への助成は今後もの確に判断し実施の必要性がある。平成26年10月1日より、成人用肺炎球菌ワクチンが定期接種化された。	A2	必要な事業と認める。
61004	Ⅲ	❶	③	健康福祉部	児童手当支給事業	父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。	支給要件に該当する者から申請を受け付け、手当を支給する。定期払は6月、10月、2月の年3回。	経常	無	1799243	A	国の制度に基づき適正に実施している	A2	必要な事業と認める。
61006	Ⅲ	❶	③	健康福祉部	子育て支援事業(子育て短期支援事業)	保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、当該児童を児童福祉施設において一定期間養育を行うことにより、児童及びその家庭の福祉の向上を図る。	(ショートステイ)原則7日間を限度に、24時間、児童を児童福祉施設で預かる。 (トワイライトステイ)平日の夜間又は休日に児童を児童福祉施設で預かる。	政策	無	33	A	緊急的措置事業として必要な事業である。	A2	必要な事業と認める。
64039	Ⅲ	❶	③	健康福祉部	小児夜間診療所事業(政策)	胆江医療圏の夜間における小児の一次医療を確保し、保護者の安心を図ると共に、二次医療機関への患者の集中を緩和する。	小児夜間診療所の運営(毎日6時30分～9時)	政策	無	13168	A	医師・看護師が不足する現状で地域医療を維持していくため、一次医療の機能の役割分担として、今後も医師会との良好な関係を維持していく必要がある。	A1	夜間の二次救急医療機関の負担軽減に大きな役割を果たしていると認める。
92051	Ⅲ	❶	③	教育委員会	障がい児保育事業	心身に障がいのある児童を認可保育所で受入し、健常児とともに集団生活のなかで保育する。 保育所では障がい児の心身の発達を促し、社会福祉法人等が市内に設置している認可保育所等に勤務する職員の健康を保持し、かつ、児童等の処遇を確保する。	障がい児の受入が可能な認定こども園及び私立保育所等において、障がい児を健常児とともに集団保育する。	政策	無	19593	A	障がいがある児童も、安心して健常者との集団保育できる環境づくりに寄与している。	A2	必要な事業と認める。
92053	Ⅲ	❶	③	教育委員会	私立保育所産休等代替職員補助事業	社会福祉法人等が市内に設置している認可保育所等に勤務する職員の健康を保持し、かつ、児童等の処遇を確保する。	社会福祉法人等が市内に設置している認可保育所等が産休代替職員を雇用する場合に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。	政策	無	1445	A	県の100%補助制度であり、事業としては必要なものである。	A2	必要な事業と認める。
92054	Ⅲ	❶	③	教育委員会	私立保育所延長保育事業	保護者の就労形態の多様化により、保育の時間を延長し、保護者の就労支援等を図る。	通常保育の開所時間を延長したうえで、更に通常保育後に延長保育を実施する。 【基本分】(保育標準時間)通常保育の開所時間を最低基準の8時間から、11時間に拡大する。 【加算分】(保育標準時間)11時間の開所時間後に、30分～2時間の延長保育を行う。(保育短時間)コアタイムを超えて保育する。	政策	無	112726	A	勤務時間の都合で、本事業を利用しないと就労ができない保護者の需要に依っている。	A2	必要な事業と認める。

大綱 Ⅲ 健康的で安心して暮らせるまちづくり ～保健・医療・福祉の充実～

管理番号	大綱	基本施策	施策	担当部	事業名	事業目的	事業内容	政策/経常	新市建設計画	H27事業費(決算)	一次評価	一次評価コメント	総合的評価	総合的評価コメント
92055	Ⅲ	①	③	教育委員会	私立保育所一時預かり事業	保護者の就労形態の多様化、保護者の傷病等により、家庭における就学前児童の保育が一時的にできなくなった保護者に対し、保育所で一時的に児童を預かることで、子育て支援を行う。	家庭において一時的に保育を受けることが困難となった乳幼児について、保育所等で一時的に預かり、必要な保護を行う事業を実施した私立の施設に対し補助金を交付する。また、新制度では、幼稚園における預かり保育(教育時間終了後、引き続き保育を提供する事業)が市町村の委託等による「一時預かり事業(幼稚園型)」として創設され、平	政策	無	13257	A	家庭における保育が、一時的困難となった家庭を支援するために必要である。	A2	必要な事業と認める。
92056	Ⅲ	①	③	教育委員会	病児・病後児保育事業(体調不良児対応型)	入所児童が保育中に体調不良となった場合、安心かつ安全な体制を確保することで、保育所等における緊急的な対応を図り、安心して子育てができる環境を整備する。	国の病児・病後児保育事業実施要綱に基づき、看護師を配置し、保育所等の医務室や余裕スペース等で体調不良となった通所児童に対し緊急的な対応を行う。	政策	無	51720	A	就労しながら子育てをする保護者の需要に応えている。	A2	必要な事業と認める。
92057	Ⅲ	①	③	教育委員会	こぐま園負担金	保護者が就労している場合等において、病気の回復期であり、かつ、集団保育が困難な児童を一時的に保育し、保護者の子育てと就労の両立を支援する。	病後児保育施設の「こぐま園」において実施する。保育士及び看護師を配置し、保育サービス、健康状態のチェック、服薬の介助等を行う。実質的には水沢病院に事業を委託している。	経常	無	8500	A	就労しながら子育てをする保護者の需要に応えている。	A2	必要な事業と認める。
92058	Ⅲ	①	③	教育委員会	保育所入所委託事業	児童福祉法第24条第1項により、保育を必要とする児童について、保護者からの申し込みにより市が保育所等において保育を実施し、保護者の就労支援及び子育て支援を行う。	私立保育所及び他市町村の公立保育所において、保育を必要とする児童の保育を実施する。	経常	無	1776603	A	事業として必要である。ただし、保護者負担の課題については、当市の子育て施策全体にも影響があるため、検討は慎重に進める必要がある。	A2	必要な事業と認める。
92059	Ⅲ	①	③	教育委員会	保育園運営事業(経常)	児童福祉法第24条第1項により、保育を必要とする児童について、保護者からの申し込みにより市が保育所において保育を実施し、保護者の就労支援及び子育て支援を行う。	公立保育所の運営管理業務(保育所における運営・維持管理を除く)。	経常	無	22197	A	保育所長が非常勤化したため、その人件費も多額となっているものの、必要不可欠である。	A2	必要な事業と認めるが、より一層経費削減に努める必要がある。
92060	Ⅲ	①	③	教育委員会	社会福祉協議会補助事業	奥州市社会福祉協議会が運営する米里保育所の適正な運営を確保し、もって地域の児童福祉の推進を図る。	保育士等の人件費が保育所運営費(児童数等により算定)を充ててもなお不足する場合に、当該不足額を補助する。	政策	無	3793	A	当該地域の唯一の保育所の存続のために、必要な事業である。	A2	必要な事業と認める。
92061	Ⅲ	①	③	教育委員会	いずみ保育園運営事業	保護者の委託を受けて保育を必要とする乳児又は幼児を保育するため、保育所の運営・維持管理を行う。	保護者の労働又は疾病その他の事由によりその乳児及び幼児の保育を必要とする場合に、当該児童を保育する。	経常	無	28804	A	管理運営の主体を民間へ委託する可能性を除外せず多様な手法を検討する必要がある。	A2	必要な事業と認めるが、より一層経費削減に努める必要がある。
92062	Ⅲ	①	③	教育委員会	みなみ保育園運営事業	保護者の委託を受けて保育を必要とする乳児又は幼児を保育するため、保育所の運営・維持管理を行う。	保護者の労働又は疾病その他の事由によりその乳児及び幼児の保育を必要とする場合に、当該児童を保育する。	経常	無	30401	A	保護者が就労のためで家庭で保育できない児童に対し、適正な保育サービスを提供している。	A2	必要な事業と認めるが、より一層経費削減に努める必要がある。
92063	Ⅲ	①	③	教育委員会	田原保育所運営事業	保護者の委託を受けて保育を必要とする乳児又は幼児を保育するため、保育所の運営・維持管理を行う。	保護者の労働又は疾病その他の事由によりその乳児及び幼児の保育を必要とする場合に、当該児童を保育する。	経常	無	30465	A	保護者が就労のためで家庭で保育できない児童に対し、適正な保育サービスを提供している。	A2	必要な事業と認めるが、より一層経費削減に努める必要がある。
92064	Ⅲ	①	③	教育委員会	江刺南保育所運営事業	保護者の委託を受けて保育を必要とする乳児又は幼児を保育するため、保育所の運営・維持管理を行う。	保護者の労働又は疾病その他の事由によりその乳児及び幼児の保育を必要とする場合に、当該児童を保育する。	経常	無	23027	A	保護者が就労のためで家庭で保育できない児童に対し、適正な保育サービスを提供している。	A2	必要な事業と認めるが、より一層経費削減に努める必要がある。
92065	Ⅲ	①	③	教育委員会	玉里保育所運営事業	保護者の委託を受けて保育を必要とする乳児又は幼児を保育するため、保育所の運営・維持管理を行う。	保護者の労働又は疾病その他の事由によりその乳児及び幼児の保育を必要とする場合に、当該児童を保育する。	経常	無	15195	A	保護者が就労のためで家庭で保育できない児童に対し、適正な保育サービスを提供している。	B1	必要な事業と認めるが、施設の再編計画を早急に検討する必要がある。
92066	Ⅲ	①	③	教育委員会	梁川保育所運営事業	保護者の委託を受けて保育を必要とする乳児又は幼児を保育するため、保育所の運営・維持管理を行う。	保護者の労働又は疾病その他の事由によりその乳児及び幼児の保育を必要とする場合に、当該児童を保育する。	経常	無	12936	A	保護者が就労のためで家庭で保育できない児童に対し、適正な保育サービスを提供している。	B1	必要な事業と認めるが、施設の再編計画を早急に検討する必要がある。
92067	Ⅲ	①	③	教育委員会	広瀬保育所運営事業	保護者の委託を受けて保育を必要とする乳児又は幼児を保育するため、保育所の運営・維持管理を行う。	保護者の労働又は疾病その他の事由によりその乳児及び幼児の保育を必要とする場合に、当該児童を保育する。	経常	無	19138	A	保護者が就労のためで家庭で保育できない児童に対し、適正な保育サービスを提供している。	B1	必要な事業と認めるが、施設の再編計画を早急に検討する必要がある。
92068	Ⅲ	①	③	教育委員会	稲瀬保育所運営事業	保護者の委託を受けて保育を必要とする乳児又は幼児を保育するため、保育所の運営・維持管理を行う。	保護者の労働又は疾病その他の事由によりその乳児及び幼児の保育を必要とする場合に、当該児童を保育する。	経常	無	35770	A	保護者が就労のためで家庭で保育できない児童に対し、適正な保育サービスを提供している。	A2	必要な事業と認めるが、より一層経費削減に努める必要がある。
92069	Ⅲ	①	③	教育委員会	前沢保育所運営事業	保護者の委託を受けて保育を必要とする乳児又は幼児を保育するため、保育所の運営・維持管理を行う。	保護者の労働又は疾病その他の事由によりその乳児及び幼児の保育を必要とする場合に、当該児童を保育する。	経常	無	56648	A	保護者が就労のためで家庭で保育できない児童に対し、適正な保育サービスを提供している。	A2	必要な事業と認めるが、より一層経費削減に努める必要がある。
92070	Ⅲ	①	③	教育委員会	衣川保育所運営事業	保護者の委託を受けて保育を必要とする乳児又は幼児を保育するため、保育所の運営・維持管理を行う。	保護者の労働又は疾病その他の事由によりその乳児及び幼児の保育を必要とする場合に、当該児童を保育する。	経常	無	37400	A	保護者が就労のためで家庭で保育できない児童に対し、適正な保育サービスを提供している。	A2	必要な事業と認めるが、より一層経費削減に努める必要がある。
92071	Ⅲ	①	③	教育委員会	保育園運営事業(政策)	保護者の委託を受けて保育を必要とする乳児又は幼児を保育するため、保育所の運営・維持管理を行う。	公立保育所の大規模修繕・備品購入等 大規模修繕 H28 前沢保育所プール改築工事・屋根塗装工事、H29 みなみ保育園屋根外壁塗装修繕 H30～ 稲瀬保育所改修工事 備品購入 公立保育所備品更新	政策	無	1460	A	児童が安全な環境で過ごすために、最低限必要な整備を行っている。	A2	必要な事業と認めるが、計画的な整備に努める必要がある。

大綱 Ⅲ 健康的で安心して暮らせるまちづくり ～保健・医療・福祉の充実～

管理番号	大綱	基本施策	施策	担当部	事業名	事業目的	事業内容	政策/経常	新市建設計画	H27事業費(決算)	一次評価	一次評価コメント	総合的評価	総合的評価コメント
92073	Ⅲ	①	③	教育委員会	保育所保育事業(経常)	児童福祉法第24条により、保育を必要とする児童について、保護者からの申し込みにより市が保育所において保育を実施し、保護者の就労支援及び子育て支援を行う。	保育所入所等に係る事務を行う。 また、保育所建設事業に要した経費に対し、補助金を交付する(債務負担行為)。	経常	無	3015	A	保育の実施については、市が行うこととされており、コストの抑制に努めている。	A2	必要な事業と認める。
92075	Ⅲ	①	③	教育委員会	私立保育所運営補助事業	社会福祉法人等が市内に設置する保育所等の適正かつ円滑な運営を助長し、併せて児童福祉の増進を図るため、私立保育所等の入所児童の保育に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。	前年10月1日現在の保育所等の運営規模に応じて、予算の範囲内で補助金を交付する。私立保育所等は運営費収入のみでは施設経営が厳しく、職員の福利厚生も十分でないことから、合併前のそれぞれの旧市町村においてもそれぞれの基準で補助金等の交付を行ってきたところであるが、合併後の奥州市においても統一した基準で補助金の交付	政策	無	14310	A	私立保育所の円滑な運営のために必要な事業である。	C2	廃止する方向で検討する必要がある。
92080	Ⅲ	①	③	教育委員会	子ども・子育て支援経費	平成27年4月の子ども・子育て支援新制度施行に伴い策定した計画の検証及び見直しを行うとともに、新制度の目的である幼児期の学校教育・保育や、地域の子ども・子育て支援の総合的な推進を図る。	子ども・子育て支援事業計画の検証及び見直し、子ども・子育て会議の開催、計画における未実施事業の検討、その他新制度の実施に伴う問題解決に向けた協議を行う。また、平成28年4月から利用者支援事業を実施するため、学校教育課内に相談員を1名配置する。	政策	無	6132	A	計画の点検及び検証を行い、新制度実施に伴う問題解決に向け万全の体制をとる必要がある。	B1	必要な事業と認めるが、問題点の整理などと併せ、計画の点検・検証を進める必要がある。
92086	Ⅲ	①	③	教育委員会	子ども・子育て支援経費(政策)(施設整備補助)	待機児童の解消のための保育所創設や、認定こども園への移行に伴う施設改修等整備など、新制度施行に伴う保育所等整備に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることができる環境整備を行う。	老朽化などにより保育所を増築し、併せて定員増する施設に対して、施設整備経費(外構工事など除く)の3/4を上限として、市が法人に対し予算の範囲内で補助する。	政策	無	253010	A	待機児童解消のため施設整備は必要である。	A2	必要な事業と認めるが、計画的な整備に努める必要がある。
92087	Ⅲ	①	③	教育委員会	子ども・子育て支援給付事業	各家庭の状況に応じた保育を実施し、子育て支援を行う。	幼稚園、認定こども園において、家庭の状況に応じた保育を実施する。その保育に係る経費を各幼稚園・認定こども園に対し施設型給付費として給付	経常	無	1541884	A	私立施設の需要は多く、また、利用に応じた給付を行う制度となっているため、必要な事業である。	B1	子育て環境の充実を推進するためには必要な事業であるが、社会情勢等を考慮しながら、見直しに向けた検討が必要である。
61002	Ⅲ	①	④	健康福祉部	児童センター管理運営事業	18歳までの児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにする	指定管理による児童センター9館の管理運営。 指定管理先: 社会福祉協議会 指定管理 児童センター H23:10箇所 H24-: 9箇所	経常	無	105248	B	国補助の廃止に伴う計画の見直しが必要である。	B2	放課後児童健全育成事業へ事業統合する必要がある。
61003	Ⅲ	①	④	健康福祉部	放課後児童健全育成事業	昼間労働等により保護者のいない家庭の小学校に就学中の児童に対し放課後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る	水沢・江刺・前沢・衣川の放課後児童クラブ(20箇所)の事業委託 H23:15箇所 H24-25:15箇所 H26:15箇所 H27:16箇所 H28:17箇所(新規開設予定1箇所) ※岩谷堂放課後児童クラブの指定管理による3児童クラブ、前沢放課後児童クラブの指定管理による	経常	無	120658	A	利用者ニーズが増加傾向にあり、今後の運営を検討する必要がある。	B1	必要な事業と認めるが、運営方法の検討や、利用者負担の見直しを行う必要がある。
61005	Ⅲ	①	④	健康福祉部	子育て支援事業(ファミリーサポートセンター事業)	仕事と育児が両立できる環境を整備するとともに、地域における支え合いの子育て支援を通じて地域の子育て力を高めること。	育児の援助を行いたい人と援助を受けたい人を組織化し、相互援助活動を行う。(奥州市社会福祉協議会に委託) 規定の利用料金があるが、依頼者が預かる会員に直接支払うことになっており、事業者に入る収入	政策	無	9240	A	子育てに支援が必要な家庭にとって必要な事業となっている。	A2	必要な事業と認める。
61019	Ⅲ	①	④	健康福祉部	地域子育て支援拠点事業	地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進することを目的とする。	子育て親子や祖父母の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談、援助、地域の子育て関連情報の提供等を実施する。平成25年度は直営4箇所、委託7箇所、平成26年度は直営4カ所委託6カ所、平成27年度は直営1カ所増となった。本事業は、委託6ヶ所分(委託金額は開設形態による国庫補助基準額による。)	政策	無	41343	B	事業規模を検討し、事業箇所の見直しが必要である。	B1	必要な事業と認めるが、市全体として適正な配置を検討する必要がある。
61020	Ⅲ	①	④	健康福祉部	稲瀬保育所特別保育事業	地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進することを目的とする。	子育て親子や祖父母の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談、援助、地域の子育て関連情報の提供等を実施する。	経常	無	4722	A	子育て支援センターの親同士の交流、子育て相談等乳幼児期の子育てにおける子育て支援事業の重要性が増している	A2	必要な事業と認めるが、市全体として適正な配置を検討する必要がある。
61021	Ⅲ	①	④	健康福祉部	前沢保育所特別保育事業	地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進することを目的とする。	子育て親子や祖父母の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談、援助、地域の子育て関連情報の提供等を実施する。	経常	無	5545	A	子育て支援センターの親同士の交流、子育て相談等乳幼児期の子育てにおける子育て支援事業の重要性が増している	A2	必要な事業と認めるが、市全体として適正な配置を検討する必要がある。
61022	Ⅲ	①	④	健康福祉部	衣川保育所特別保育事業	地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進することを目的とする。	子育て親子や祖父母の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談、援助、地域の子育て関連情報の提供等を実施する。	経常	無	6138	A	子育て支援センターの親同士の交流、子育て相談等乳幼児期の子育てにおける子育て支援事業の重要性が増している	A2	必要な事業と認めるが、市全体として適正な配置を検討する必要がある。

大綱 Ⅲ 健康的で安心して暮らせるまちづくり ～保健・医療・福祉の充実～

管理番号	大綱	基本施策	施策	担当部	事業名	事業目的	事業内容	政策/経常	新市建設計画	H27事業費(決算)	一次評価	一次評価コメント	総合的評価	総合的評価コメント
61023	Ⅲ	❶	④	健康福祉部	エンゼルプラザ管理運営事業	地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進することを目的とする。	市内商業施設内において、子育て親子や祖父母の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談、援助、地域の子育て関連情報の提供等を実施する。	経常	無	2478	A	子育て支援センターの親同士の交流、子育て相談等乳幼児期の子育てにおける子育て支援事業の重要性が増している	A2	必要な事業と認めるが、市全体として適正な配置を検討する必要がある。
61024	Ⅲ	❶	④	健康福祉部	こっころひろば運営事業(経常)	地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進することを目的とする。	子育て中の保護者の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談、援助、地域の子育て関連情報の提供等を実施する。保育士の他助産師、保健師、臨床心理士のいる施設として市内の他支援施設にはない特色を生かし、H27年度より開催日数と時間を増やして補助事業対象とし、相談対応の充実等、子育て不安に対応できる場を提供し子育て支援の充実を図る。	経常	無	4912	A	子育て支援センターの親同士の交流、子育て相談等乳幼児期の子育てにおける子育て支援事業の重要性が増している	A2	必要な事業と認めるが、市全体として適正な配置を検討する必要がある。
61025	Ⅲ	❶	④	健康福祉部	こっころひろば運営事業(政策)	H23年度より子育て支援センター内で「こっころひろば」を開催してきたが、保育園通路と仕切りのないスペースで玄関からの冷気が直接入るため、冬の寒さが課題となっていた。拠点事業として回数と時間を増やすにあたり、戸を整備し暖房効率を高め、来所する親子にとって快適な空間とする。	子育て総合支援センター内「こっころひろば」に戸を設置し、冬場の寒さに対応する。	政策	無	601	A	空調の効率がアップし、利用者からも快適になったという声が聞かれた。	A2	必要な事業と認める。
61007	Ⅲ	❶	⑤	健康福祉部	児童入所施設措置事業(母子生活支援施設入所)	事情のある母子を保護し、相談・援助を進めながら自立を支援する。	対象となる母子を母子生活支援施設に入所措置し、生活を支援しながら自立を促進する。(施設設置者に委託)	経常	無	3161	A	やむを得ない状況が発生した場合には措置しなければならないものである。	A2	セーフティネットとして必要な事業と認める。
61008	Ⅲ	❶	⑤	健康福祉部	婦人保護事業(母子家庭等高等技能訓練促進費等給付費)	母子家庭の母又は父子家庭の父の就業訓練中における生活の負担の軽減を図り、資格の取得を容易にし、もって母子家庭又は父子家庭の経済的自立を促進すること。	母子家庭の母又は父子家庭の父で看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、栄養士、柔道整復師、鍼灸師の資格取得のため修業を開始した者に対し、訓練促進費を支給し、修了後に一時金を支給する。(なお、父子家庭の父はH25.4～支給対象となった。)	政策	無	2046	A	国の制度に基づき実施している事業である。上乗せ分は無い。	A2	必要な事業と認める。
61009	Ⅲ	❶	⑤	健康福祉部	婦人保護事業(母子家庭等自立支援教育訓練給付費)	母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取組みを支援するとともに、母子家庭の母又は父子家庭の父の自立の促進を図り、もって母子家庭又は父子家庭の福祉の増進に資すること。	母子家庭等自立支援教育訓練給付金を支給。給付金の支給額は対象講座の受講のために支払った費用の10分の2に相当する額。ただし、当該10分の2に相当する額が10万円を超える場合は10万円とし、4,000円を超えない場合は給付金を支給しない。(なお、父子家庭の父はH25.4～支給対象となった。)ただし、平成28年度より10分の6に相当	政策	無	17	A	国の制度に基づき実施している。上乗せ部分は無い。	A2	必要な事業と認める。
61013	Ⅲ	❶	⑤	健康福祉部	子ども・若者育成支援事業	不登校や中退、ニートやひきこもり等社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するもの。	社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するための相談窓口の設置及び支援ネットワークの形成	経常	無	2202	B	引き続き関係機関との連携により、不登校や中退、ひきこもり等の子どもや若者を支援していく必要がある。	B1	必要な事業と認めるが、関係者の役割分担を明確にし、事業の目的達成に向けた支援体制を検討する必要がある。
61014	Ⅲ	❶	⑤	健康福祉部	発達支援センター事業	心身の発達に課題のある児童等及びその保護者に対し、児童等の発達を促すための支援及び保護者の育児不安を軽減するための支援を行うため、児童等の発達に関する相談、指導等の事業を実施することにより、安心して子育てができる環境を整備するとともに、児童等の健全育成を図ることを目的とする。	(1) 個別相談、発達検査等による児童の発達全般に関する評価に関すること。(2) 就学前の児童及びその保護者に対する療育指導、療育支援に関すること。(3) 支援対象児が在籍する保育施設等の関係機関との連携及び調整に関すること。(4) 発達支援に係る研修及び啓発に関すること。(5) 市内の発達支援体制の整備に関すること。	経常	無	6875	A	発達に課題のある児童が在籍する施設並びにその保護者の支援に貢献している。	A2	必要な事業と認める。
61015	Ⅲ	❶	⑤	健康福祉部	心身障がい児福祉推進事業	心身の発達に課題のある児童等及びその保護者に対し、児童等の発達を促すための支援及び保護者の育児不安を軽減するための支援を行うため、児童等の発達に関する相談、指導等の事業を実施することにより、安心して子育てができる環境を整備するとともに、児童等の健全育成を図ることを目的とする。	幼児教室3ヶ所(水沢・江刺・前沢)において、就学前の児童及びその保護者に対し、母子通所による療育指導及び療育支援を行う。	経常	無	23760	A	発達に課題のある児童は増える傾向にあり、療育指導及び保護者の支援の必要度もましている。	A2	必要な事業と認める。
61016	Ⅲ	❶	⑤	健康福祉部	心身障がい児福祉推進事業	胆沢区内における心身に障がいをもつ子どもや発達に遅れが見られる子ども及びその保護者に対し、療育指導及び家庭を支援し、健やかに成長するよう援助することを目的とする。	・心身に障がいを持つ子ども、発達に遅れが見られる子ども及びその保護者に対し、通所による療育指導及び家庭支援 ・幼児教室修了児等に対し、集う場を提供するとともに保護者の交流を図る 上記を行う法人(社会福祉法人 愛育会)の補助金を交付する。(幼児教室 どんぐり)	政策	無	903	A	発達に課題のある児童は増える傾向にあり、療育指導及び保護者の支援の必要度もましている。	A2	増加傾向にある発達に課題のある児童に対応する方策を検討する必要がある。

大綱 Ⅲ 健康的で安心して暮らせるまちづくり ～保健・医療・福祉の充実～

管理番号	大綱	基本施策	施策	担当部	事業名	事業目的	事業内容	政策/経常	新市建設計画	H27事業費(決算)	一次評価	一次評価コメント	総合的評価	総合的評価コメント
61017	Ⅲ	❶	⑤	健康福祉部	子育て総合支援センター施設管理運営事業	児童及びその保護者に対する総合的な支援並びに地域全体における子育て環境の整備を図り、もって子育てしやすい環境づくりを推進することを目的とする。	・子育て総合相談として子育ての不安、悩みや子どもの発達に関する相談に応じる。相談は保健師、助産師、保育士、臨床心理技師、児童療育指導員等が受け、適切な支援や情報提供を行なうほか、関係機関に繋ぎ連携して支援を行っていく。 ・在家庭の乳幼児及びその親に対し、遊び、語り、休息をとり、集うための場の提供をする(「こっこひろば」)。 ・奥州市内の様々な子育て支援の情報を、毎月「こっこだより」として情報発信し、子育てに役立ててもらう。	経常	無	7982	A	保護者の育児不安の解消等に貢献している。	A1	保護者の育児不安解消に貢献しており、必要な事業と認める。
64009	Ⅲ	❷	①	健康福祉部	保健対策推進事業	健康づくりに関する知識の普及と市民の実践に対する支援を行うとともに、各種がん検診を実施し病気を早期に見出し、早期治療開始へと結びつける。	運動教室、食育推進事業、栄養改善事業、各種がん検診、禁煙対策の実施等	経常	無	108639	A	市民の健康づくりの推進、病気の早期発見・治療の役割として重要である。	A2	市民の健康のため必要な事業と認めるが、検診受診率の向上に努める必要がある。
64010	Ⅲ	❷	①	健康福祉部	健康増進事業	健康増進法に基づく健康診査を実施し、疾病の予防と健康管理対策を実施する	一般健康診査、健康教育、成人歯科健診、骨粗しょう症予防検診、肝炎ウイルス検診等	経常	無	14310	A	市民の健康づくりの推進、病気の早期発見・治療の役割として重要である。	A2	市民の健康のため必要な事業と認めるが、健診・検診受診率の向上に努める必要がある。
64011	Ⅲ	❷	①	健康福祉部	結核健康診断事業	結核を早期に見出し早期治療開始に結びつける	結核健康診断	経常	無	14545	A	感染症予防法に基づく健康診断として今後とも受診率向上を図り結核の早期発見・治療の役割が重要である。	A2	市民の健康のため必要な事業と認めるが、検診受診率の向上に努める必要がある。
64012	Ⅲ	❷	①	健康福祉部	水沢保健センター管理運営事業	健康相談、健康教育、乳幼児健診、予防接種、成人検診等、市民を対象とした保健事業の拠点である保健センターの維持管理を行う	保健センターの維持管理業務	経常	無	4026	A	保健事業の拠点施設として機能しているが駐車場の確保が課題	B1	効率的、効果的な事業実施体制の構築を図る必要がある。
64013	Ⅲ	❷	①	健康福祉部	江刺保健センター管理運営事業	健康相談、健康教育、乳幼児健診、予防接種、成人検診等、市民を対象とした保健事業の拠点である保健センターの維持管理を行う	保健センターの維持管理業務	経常	無	2309	A	保健事業実施施設として機能している	B1	効率的、効果的な事業実施体制の構築を図る必要がある。
64014	Ⅲ	❷	①	健康福祉部	前沢健康管理総合センター管理運営事業	健康相談、健康教育、乳幼児健診、各種検診等、市民を対象とした保健事業の拠点である前沢健康管理センターの維持管理を行う	前沢健康管理センターの維持管理業務	経常	無	9700	B	現状では代わる施設がないため直営必須だが、保健センターとしての施設維持が必要か今後検討を要すると思われる。	B1	効率的、効果的な事業実施体制の構築を図る必要がある。
64015	Ⅲ	❷	①	健康福祉部	悠悠館管理運営事業	健康相談、健康教育、乳幼児健診、予防接種、成人検診、健康運動等、市民を対象とした保健事業及び運動機能向上の拠点、包括支援センター、福祉・介護保険の総合窓口機能である悠悠館の維持管理・運営を行う	健康増進プラザ悠悠館の維持管理・運営業務(保健センターの機能、介護・福祉の総合窓口機能、健康増進・疾病予防・介護予防の機能)	経常	無	39787	A	健康増進施設としての機能は有効的に活用されているが、今後の施設運営の課題の検討が必要。	B1	効率的、効果的な事業実施体制の構築を図る必要がある。
64016	Ⅲ	❷	①	健康福祉部	衣川保健福祉センター管理運営事業	健康相談、健康教育、乳幼児健診、予防接種、成人検診等、市民を対象とした保健事業の拠点である保健福祉センターの維持管理を	保健福祉センターの維持管理業務	経常	無	8018	A	保健センター機能のみならず地域の交流施設として必要な機能を有している。	B1	効率的、効果的な事業実施体制の構築を図る必要がある。
64031	Ⅲ	❷	①	健康福祉部	保健衛生総務費(経常)	保健事業推進体制の整備を図る	健康づくり推進協議会、食育推進協議会、達者の里バス、健康増進サポーター関連業務。電算処理関連業務。会議及び研修、避難者健康相談	経常	無	46425	A	健康づくり推進のための総合的な進行管理機能として健康づくり推進協議会は重要であり役割の充実が求められる。	B2	福祉を目的とする公共交通については、福祉バス事業のあり方も含め総合的な方針を定める必要がある。
64032	Ⅲ	❷	②	健康福祉部	精神保健事業	広く心の健康に関する知識の普及啓発を図り、自ら心の不調や身近な人の心の不調の状態に早期に気づき適切なケアにつなげ、心の健康が維持できるようにする。地域団体と連携して、心の健康づくりの輪を地域に拡大する。	普及啓発:講演会、出前健康講座、命の大切さを考える講演会(一般)、中学生のための命の大切さを考える講演会/相談支援:ゲートキーパー養成研修会(地区センター単位等)、50歳のうつスクリーニング、相談窓口周知、庁内連携会議、相談窓口の設置/家族支援:うつ病の家族教室、うつ家族のつどい、統合失調症家族のつどい	経常	無	873	A	関係機関との連携を図り、啓発や相談支援の充実により心の健康づくりを推進し自殺者を出さない取り組みは今後とも重要な課題である。	B2	関係団体との役割分担を明確にし、目的が達成されるよう体制整備を検討する必要がある。
63004	Ⅲ	❸	①	健康福祉部	老人クラブ助成事業	高齢者の社会参加を促進し、地域活動の活性化を図るための目的で実施する。	①単位老人クラブへの活動助成 ②市老人クラブ連合会への活動助成	政策	無	7187	A	高齢者の生きがい活動を推進するためには、今後も老人クラブへの支援が必要である。	B2	高齢者が増加しているにもかかわらずクラブ数・加入者数が減少していることから、あり方の見直しを検討する必要がある。
63011	Ⅲ	❸	①	健康福祉部	養護老人ホーム等入所措置経費	老人福祉法による養護老人ホーム等への入所措置について適切に行うことを目的としてい	・養護老人ホーム等の措置	経常	無	200468	A	老人ホーム入所判定委員会の判定により適切な入所措置を行っている。	A2	必要な事業と認める。
T63001	Ⅲ	❸	①	健康福祉部	地域包括支援センター運営事業	地域住民の心身の健康保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として設置してい	介護予防マネジメント事業、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的マネジメント事業、認知症施策総合事業	経常	無	63042	A	高齢者が安心して暮らすためには地域包括支援センターによる包括的な支援が必要である。	A2	必要な事業と認める。
63001	Ⅲ	❸	②	健康福祉部	福祉バス運行管理事業	福祉バスによる移送サービス、ボランティア活動等の民間の社会福祉活動の推進を図るため、事業を実施する。	福祉事業等に参加を希望している交通手段のない高齢者を対象に、社会参加を促進するため、奥州市社会福祉協議会に事業委託し、福祉バスを運行している。	政策	無	3727	A	引きこもり防止や社会参加の促進を図るためには必要な事業である。	B1	福祉を目的とする公共交通については、福祉バス事業のあり方も含め、総合的な方針を定める必要がある。

大綱 Ⅲ 健康的で安心して暮らせるまちづくり ～保健・医療・福祉の充実～

管理番号	大綱	基本施策	施策	担当部	事業名	事業目的	事業内容	政策/経常	新市建設計画	H27事業費(決算)	一次評価	一次評価コメント	総合的評価	総合的評価コメント
63002	Ⅲ	㊦	②	健康福祉部	敬老事業	敬老思想の普及と啓発を図るとともに、長年、社会の発展に貢献された高齢者への感謝の意を表すため、敬老事業を実施する。	敬老会実施と敬老祝品の贈呈を行う。	政策	無	19151	A	平成26年度より全市にて地域主催に移行済	B1	地域において敬老者を敬うことは、地域社会のつながりを深める上でも重要であると認める。今後の超高齢化社会に向け、人的・金銭的負担の少ない事業内容の検討も必要である。
63005	Ⅲ	㊦	②	健康福祉部	食の自立支援サービス事業	在宅の一人暮らし等の高齢者で調理が困難な者が健康で自立した生活を送ることができるよう、食生活面で支援を行うことを目的とする。	①配食サービスを委託し実施 ②上記事業を通じての見守り活動	政策	無	9621	B	体力や意欲の低下、認知症等により食生活面での支援や安否確認等を必要とする高齢者が在宅で自立した生活を送るために必要な事業である	B2	民間サービスの活用が可能なエリアと市が実施すべきエリアとの線引き、適正な受益者負担の検討(統一)が必要である。
63006	Ⅲ	㊦	②	健康福祉部	生きがい対応型デイサービス事業	通所による生きがい活動等の各種サービスを提供することによる社会参加促進及び自立生活支援を実施するとともに、引きこもりや寝たきりの予防を図る。	虚弱な高齢者に対し通所によるサービスを提供し、引きこもり等の予防を行う。	政策	無	41592	A	虚弱な高齢者の引きこもりや寝たきりの予防に必要な事業である。	B1	介護予防事業への転換等、介護保険制度改正に伴う新総合事業での実施検討を含め、事業内容や受益者負担を含めた事業見直しを検討する必要がある。
63009	Ⅲ	㊦	②	健康福祉部	生活支援ハウス運営事業	冬季間などに自宅で生活が困難なひとり暮らし高齢者や高齢者世帯を支援するために設置している。	①高齢等のため独立して生活することに不安がある者に対して一定期間の住宅の提供、②各種相談、助言及び緊急時の対応、③通所介護及び訪問介護の利用手続きの援助、④地域住民等との交流を図るための各種事業及び交流の場の提供	経常	無	18709	B	H26より夏場の受け入れは江刺と胆沢の施設のみとし、委託料が増加しないように努めている。	C2	セーフティネットとして最小限の必要性は認めるが、民間経営の類似施設もあり、廃止も含めた事業のあり方を検討する必要がある。
63012	Ⅲ	㊦	②	健康福祉部	生きがい活動支援通所事業費(経常)	高齢者が気軽に集える場を提供することによって、健康増進及び福祉の向上を図る。	・前沢いきいきハウスの運営(直営) ・大岳高齢者生きがいセンターの運営委託(指定管理)	経常	無	21350	B	前沢いきいきハウスについては介護予防教室等の開催など事業展開を検討している。	C2	介護保険制度改正に伴う新総合事業での実施検討も含め、事業の廃止を視野に入れた抜本的な見直しが必要である。
63013	Ⅲ	㊦	②	健康福祉部	老人福祉センター管理運営事業	老人福祉の増進のため、設置する。	・前沢老人福祉センターの運営(指定管理) ・衣川老人福祉センターの運営(直営)	経常	無	2828	B	前沢老人福祉センターは、健康管理センターに老人福祉センターの機能を移転し平成24年度末に廃止した。老人福祉センター機能を他の施設に移転し、衣川老人福祉センターを廃止する方向で検討している。	C2	廃止について、具体的に進める必要がある。
63016	Ⅲ	㊦	②	健康福祉部	高齢者日常生活用具給付等事業	日常生活を営むのに支障がある在宅の高齢者に日常生活用具の給付又は貸付をすることにより、日常生活の便宜を図り、もって在宅の高齢者及びそれらの介護者の福祉の向上に資することを目的とする。	・給付 電磁調理器、火災警報器、自動消火器 ・貸与 電話加入権	政策	無	97	A	高齢者の在宅生活を継続するために必要な事業である。	A2	必要な事業と認めるが、在宅生活にどの程度寄与しているかを検証し、事業のあり方を検討する必要がある。
63017	Ⅲ	㊦	②	健康福祉部	高齢者生活支援訪問介護事業	介護保険の要介護等認定の結果が非該当となった65歳以上の者と60歳から64歳までの者のうち、その家族の介護を受けることができない高齢者が安定した生活を営むことができるように支援する。	介護保険の要介護等認定の結果が非該当となった65歳以上の者と60歳から64歳までの者のうち、その家族の介護を受けることができない高齢者が安定した生活を営むことができるよう、介護保険の訪問介護と同様のサービスを提供する生活支援訪問介護サービスを提供する。	政策	無	390	A	家族等からの介護を受けられない高齢者を支援するために必要な事業である。	B2	介護保険制度改正に伴う新総合事業での実施検討を含め、事業の見直しが必要である。
63018	Ⅲ	㊦	②	健康福祉部	緊急通報装置貸与事業	在宅老人等に対し日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的として実	緊急通報装置の設置及び貸与	政策	無	69	A	介護保険の適用外の高齢者(障がい者)を支援する事業である。	C2	事業見直しの方向性について、適当と認める。
63019	Ⅲ	㊦	②	健康福祉部	高齢者つどいの家事業	高齢者に日常的なつどいの場を提供し、孤独感の解消、生きがいの増進を図り、もって高齢者の福祉の向上に資する。	所有者から提供のあった住居(部屋)を指定し、世話人を派遣し、高齢者のつどいの場を提供する。	政策	無	1037	B	類似事業への移行等により、事業廃止を含めた検討が必要である。	C2	事業の廃止や類似事業への移行を視野に入れた抜本的な見直しが必要である。
63020	Ⅲ	㊦	②	健康福祉部	外出支援サービス事業	福祉車両を運行することにより、歩行困難な方に対して通院や買い物などの社会参加を促進するために行う。	道路運送法による届出を行った事業者委託し、リフト付等の車両を運行する。(前沢、胆沢、衣川) 過疎地有償運送事業を行う事業者補助金を交付する。(H27年度に福祉課から長寿社会課に所管替え)	政策	無	5045	A	寝たきりや歩行困難な高齢者が病院等を受診するために必要な事業である。	B2	福祉を目的とする公共交通については、福祉バス事業のあり方も含め、総合的な方針を定める必要がある。
64017	Ⅲ	㊦	②	健康福祉部	後期高齢者健康診査事業	後期高齢者医療の被保険者に係る生活習慣病の早期発見及び早期治療を図り、もって被保険者の健康の保持増進に寄与するため	健康診査	経常	無	81403	A	後期高齢者の健康診査として定着が必要。	A2	必要な事業と認めるが、健診受診率の向上に努める必要がある。
63007	Ⅲ	㊦	③	健康福祉部	高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進事業	在宅要援護高齢者及び障害者や重度身体障がい者等の日常生活及びその家族による介護を支援するため、段差解消や手すり等の設置等、住宅改善に必要な経費を予算の範囲内で助成する。	在宅で自立した生活を送ることができるよう、住宅改修に必要な経費に対し助成する。 ①段差解消、手すりの設置 ②洋式便器への取替えなど	政策	無	6398	A	在宅生活を継続するうえで必要な事業である。	A2	必要な事業と認める。
63008	Ⅲ	㊦	③	健康福祉部	介護保険サービス利用者負担助成事業	介護保険サービスの訪問介護及び訪問入浴介護を利用している低所得者世帯に対し助成を行うことにより、在宅介護を支援することを目的とする。	事業対象者に次の利用料助成を行う。 ①住民税非課税世帯に属する者 介護報酬の100分の9を助成 ②所得税非課税世帯に属する者 介護報酬の100分の4を助成	政策	無	18015	B	低所得者の在宅介護を支援するため必要な事業である。	C1	介護保険制度改正に伴う新総合事業での実施検討を含め、事業の抜本的な見直しが必要である。

大綱 Ⅲ 健康的で安心して暮らせるまちづくり ～保健・医療・福祉の充実～

管理番号	大綱	基本施策	施策	担当部	事業名	事業目的	事業内容	政策/経常	新市建設計画	H27事業費(決算)	一次評価	一次評価コメント	総合的評価	総合的評価コメント
63015	Ⅲ	③	③	健康福祉部	介護保険特別会計(サービス事業勘定)繰出金	・居宅における介護を支援するため、まえさわ介護センターを設置。 ・介護保険法第115条の22に規定する指定介護予防支援事業所の業務を行う。(地域包括支援センター業務)	・まえさわ介護センターの業務。 ・介護保険法第115条の22に規定する指定介護予防支援事業所の業務。(地域包括支援センター業務) ・胆沢高齢者総合福祉施設めぐりの家の起債償	経常	無	86114	B	まえさわ介護センターについては、指定管理者制度によりH26年度から民間事業者が管理運営(指定管理料なし)を行っている。	A2	必要な事業と認める。
63010	Ⅲ	③	④	健康福祉部	特別養護老人ホーム等建設事業補助(債務負担)	旧市町村において特別養護老人ホーム等の建設費に対して債務負担を行い後年度において補助する事業や養護老人ホームの入所措置システム、要援護高齢者システムなどを行うことを目的としている。	・特別養護老人ホーム等の建設費に対して後年度において補助する事業 ・養護老人ホームの措置に関して被措置者等の負担金の管理 ・要援護高齢者支援システム(緊急時対応)の管理運営 など	経常	無	57122	A	債務負担行為によるものである。高齢者福祉システムは事務上必要なものである。	A2	必要な事業と認める。
63014	Ⅲ	③	④	健康福祉部	介護保険特別会計(保険事業勘定)繰出金	介護保険法による介護保険給付費等の市町村負担を行うものである。	・介護保険制度の事務費分(経費の100%負担) ・介護保険給付費の市町村負担分(給付費の12.5%負担) ・地域支援事業の市町村負担分(事業費の12.5%負担) ・地域支援事業の助成対象外分(事業費の100%負担)	経常	無	1476920	A	介護保険法の規定により、介護給付費及び地域支援事業に必要な費用の負担をするもののほか、事務費、国庫負担等の対象外の経費に対して負担するものであり、介護保険事業の運営に必要な繰出金である。	A2	必要な事業と認める。
63021	Ⅲ	③	④	健康福祉部	地域介護・福祉空間整備事業	医療と介護が連携した施設を整備し、在宅の要介護者を支えるため	施設設備に対する補助(H27 社会福祉法人協同光陽会、社会福祉法人光生会、有限会社アセットリンク)	政策	無	310060	A	介護保険事業の基盤となる施設整備を行う際に必要な設備整備費に対する補助金であり、円滑な事業の運営のために必要な補助金である。なお、財源は、国の交付金であり、市一般財源の負担はないものである。	A2	必要な事業と認める。
62002	Ⅲ	④	①	健康福祉部	特別障害者手当等支給事業	特別障害者手当等を支給することにより、重度の障がいのために必要となる精神的、物質的な負担の一助とし、特別障害者等の福祉の向上を図る。	特別障害者手当 26,620円/月(28.4～ 26,830円/月)、障害児福祉手当 14,480円/月(28.4～ 14,600円/月)、経過的福祉手当 14,480円/月(28.4～ 14,600円/月) 2月、5月、8月、11月に、前月分までを支給	経常	無	42539	A	手当の支給により、重度障がい者の精神的、物質的負担の軽減が図られ、福祉の向上に寄与している。	A2	必要な事業と認める。
62006	Ⅲ	④	①	健康福祉部	相談支援事業	障がい者やその家族等の相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した生活を営むことができるようにする。	障がい者等の相談に応じ、福祉サービスの利用援助や必要な支援を行う相談支援事業を社会福祉法人等に委託して行う。	経常	無	25447	A	障がい者の身近な相談に乗る場として相談支援事業の役割は重要であるが、今後のあり方については検討が必要。	B1	必要な事業と認めるが、相談支援体制について検討する必要がある。
62007	Ⅲ	④	①	健康福祉部	コミュニケーション支援事業	意思疎通に支障がある障がい者等に、手話通訳等の方法により意思疎通の円滑化を図る。	身体障害者福祉相談員を配置するほか、必要に応じて手話通訳者、要約筆記者の派遣を行う。	経常	無	5127	A	派遣件数も増加しており、聴覚障がい者に対する意思疎通の手段として欠かせないものとなっている。	A2	必要な事業と認めるが、受益者負担については検討する必要がある。
62009	Ⅲ	④	①	健康福祉部	移動支援事業	屋外での移動が著しく困難な障がい者(児)に対し、外出のための支援を行い、自立と社会参加を促進し、福祉の増進を図る。	障がい者(児)の社会生活上必要不可欠な外出及び社会参加のための外出の際の移動の介護を行う。	経常	無	1050	A	障がい者の外出や社会参加に欠かせない事業となっており、障がい者の自立や社会参加に寄与している。	B2	福祉を目的とする公共交通については、福祉バス事業のあり方も含め総合的な方針を定める必要がある。
62010	Ⅲ	④	①	健康福祉部	地域活動支援事業	障がい者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供等、地域の実情に応じた支援を行う。	創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流促進等の便宜を供与する事業並びに必要に応じて利用者の居宅と地域活動支援センターの送迎を行う	経常	無	30780	A	障がい者に対する生産活動等の機会の提供により、障がい者の社会参加の推進に寄与している。	B1	必要な事業と認めるが、受益者負担について検討する必要がある。
62012	Ⅲ	④	①	健康福祉部	職親委託事業	知的障がい者が就職に必要な知識、技術等を習得し、雇用の促進及び職場における定着性を高める。	知的障がい者を一定期間職親に預け、生活指導、技能習得訓練等を行う。	経常	無	1440	B	委託が長期間に及んでいる障がい者も多いが、知的障がい者に対する生活指導、職業訓練として一定の成果を上げている。なお、就労継続支援(A・B型)もある。	B2	必要な事業と認めるが、障がい者の就労支援を進める上で本事業のあり方を検討する必要がある。
62014	Ⅲ	④	①	健康福祉部	日中一時支援事業	障がい者及び障がい児の日中の一時的な見守り等の支援を行うことにより、障がい者等の活動の場を確保するとともに、障がい者等の家族の就労支援及び負担軽減を図ることを目的とする。	①市長が指定する施設において、障がい者等に活動の場を提供し、見守り及び障がい者等が社会に適応するための日常的な訓練を行うこと。 ②必要に応じて、学校等から施設まで及び施設から障がい者等の居宅までの送迎を行うこと。	経常	無	19249	A	事業の実施により、障がい者(児)の介護者の就労や負担の軽減が図られている。	A2	必要な事業と認めるが、受益者負担について検討する必要がある。
62015	Ⅲ	④	①	健康福祉部	障がい者社会参加支援事業	スポーツ・芸術文化活動等を行うことにより、障がい者等の社会参加を促進する。	社会参加促進事業の実施について、社会福祉法人等に委託して行う。	経常	無	1406	A	事業の実施により、障がい者社会参加の推進に大きな役割を果たしている。	B1	必要な事業と認めるが、受益者負担について検討する必要がある。
62016	Ⅲ	④	①	健康福祉部	福祉乗車券給付事業	重度障がい者等に対し、タクシー又はバスの料金の一部を助成することにより、重度障がい者等の社会参加の促進及び通院等の便宜を図り、もって重度障がい者等の福祉の向上に寄与することを目的とする。	1会計年度で1枚200円のチケットを、最大、上記①～③の対象者にあつては144枚、④及び⑤の対象者にあつては288枚交付する。交付を受けた者は、あらかじめ市が契約しているバス及びタクシー会社でチケットを使用することができる。バス及びタクシー会社は、後日、対象者がチケットを利用した分の額を市に請求する。	経常	無	11393	A	福祉乗車券の給付により、障がい者の社会参加の促進等が図られ、福祉の向上に寄与している。	B2	福祉を目的とする公共交通については、福祉バス事業のあり方も含め総合的な方針を定める必要がある。
61011	Ⅲ	④	②	健康福祉部	障がい児保護措置費給付事業	障がい児がサービス利用に要した費用を負担し、児童が適切な支援を受けて健全な発達ができるようにする。	障がい児が障害児通所支援等を利用した場合、その利用に要した経費について、利用者負担(上限1割)を除いた分について市が負担をする。	経常	無	219887	A	増加する利用者ニーズに対応するべく必要な事業である。	A2	必要な事業と認める。

大綱 Ⅲ 健康的で安心して暮らせるまちづくり ～保健・医療・福祉の充実～

管理番号	大綱	基本施策	施策	担当部	事業名	事業目的	事業内容	政策/経常	新市建設計画	H27事業費(決算)	一次評価	一次評価コメント	総合的評価	総合的評価コメント
62001	Ⅲ	④	②	健康福祉部	障がい者福祉総務費(政策)	障がい者福祉全般にわたる事業を行う。	障がい者関係団体。社会福祉法人等への補助を行う。	政策	無	16630	A	施設整備補助の実施に向けて、施設の種類、規模、必要性の観点等を勘案した補助基準を定め、公表す	A2	必要な事業と認める。
62003	Ⅲ	④	②	健康福祉部	自立支援医療費給付事業	障がい者の自立と社会経済活動への参加の促進。	更生医療:身体に障がいのある者(18歳以上)に対し、日常生活能力や職業能力を回復又は獲得することを目的に医療給付を行う。 育成医療:手術などを行うことにより、治療または障がい軽減されることを目的に医療給付を行う。	経常	無	72411	A	医療費の給付により、障がい者が安心して医療を受けることができ、障がいの回復又は軽減が図られている。	A2	必要な事業と認める。
62004	Ⅲ	④	②	健康福祉部	補装具費給付事業	日常生活を営むのに支障がある障がい者及び障がい児の身体機能を補助することにより、日常生活の便宜を図り、もって障がい者及び障がい児並びにこれらの介護者の福祉の向上に資することを目的とする。	障がい者及び障がい児において、補装具の給付若しくは修理を必要とする者へ給付・修理を行う。	経常	無	25994	A	補装具の給付により、障がい者(児)の日常生活の便宜が図られ、福祉の向上に寄与している。	A2	必要な事業と認める。
62005	Ⅲ	④	②	健康福祉部	介護給付費等給付事業	障がい福祉サービスの利用に要した費用について負担し、障がい者が必要に応じて必要なサービスが受けられるようにする。	障がい者が障害福祉サービスを利用した場合、その利用に要した経費について、利用者負担(上限1割)を除いた分について負担をする。	経常	無	2102803	A	介護給付費の支給により、障がい者(児)が必要なサービスを受けることができ、障がい者の福祉の増進に寄与している。	A2	必要な事業と認める。
62008	Ⅲ	④	②	健康福祉部	日常生活用具給付等事業	日常生活を営むのに支障がある障がい者及び障がい児に日常生活用具の給付若しくは貸与又は住宅改修費を給付することにより、日常生活の便宜を図り、もって障がい者及び障がい児並びにこれらの介護者の福祉の向上に資することを目的とする。	障がい者及び障がい児において、日常生活用具の給付若しくは貸与又は住宅改修を必要とする者へ給付を行う。	経常	無	23738	A	用具の給付により、障がい者(児)の日常生活の便宜が図られ、福祉の向上に寄与している。	A2	必要な事業と認める。
62011	Ⅲ	④	②	健康福祉部	訪問入浴サービス事業	家庭で入浴するうえで介護を必要とし、その家族の介護を受けることができない障がい者、難病患者、高齢者等に対し、訪問入浴介護を行い、もって対象者の心身の健康を保持し、安定した生活を営むことができるよう援助することを目的とする。	家庭で入浴するうえで介護を必要とし、その家族の介護を受けることができない障がい者、難病患者、高齢者等に対し、訪問入浴介護サービスを提供すること。	経常	無	5393	A	家庭で入浴することができない障がい者等に入浴に機会を提供することにより、介護者の負担の軽減と障がい者の心身の保持が図られている。	A2	必要な事業と認める。
62039	Ⅲ	④	②	健康福祉部	療養介護医療費給付事業	常に医療と介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護日常生活の世話をを行う。	医療の給付	経常	無	31094	A	医療費の給付により、障がい者が安心して医療を受けることができ、障がい者の負担軽減が図られ、福祉の増進に寄与している。	A2	必要な事業と認める。
62019	Ⅲ	⑤	①	健康福祉部	社会福祉協議会に対する運営費補助	高齢者、障がい者、児童、母子等に対する福祉活動を助長するため、奥州市社会福祉協議会の実施する事業に対し、補助するもの。	社会福祉協議会の法人運営及び地域福祉に関わる正職員15名分(他の補助金や委託金の対象となっていない者)の人件費を補助する。 社会福祉協議会に対する運営費補助金(人件費分) 年39,325千円	政策	無	39325	A	職員配置への補助により社会福祉協議会の法人運営及び地域福祉事業を推進している。補助のあり方については検討が必要。	B2	必要な事業と認めるが、補助金については事業費補助が基本であり、そのあり方を検討する必要がある。
62018	Ⅲ	⑤	②	健康福祉部	江刺総合コミュニティセンター管理運営事業	市の建物である「江刺総合コミュニティセンター」について、指定管理委託する。	施設・設備の維持管理、施設使用者の受付関連業務、消防法に基づく業務等を行う。	経常	無	32855	A	福祉活動をはじめとする交流施設として支援活動の場を提供するとともに、障がいを持った方々の通所施設機能の充実を図り、市民が親しみやすい施設環境の整備と機能充実に	B1	指定管理の見直しにあたっては、民間のメリットを生かし、施設の利用が促進される仕組みを検討する必要がある。
62021	Ⅲ	⑤	②	健康福祉部	福祉コミュニティ復興支援事業(被災者健康・生活支援事業)	東日本大震災の影響により弱体化した福祉コミュニティの復興を図る。	「住民支え愛マップ」の地域による作成を支援することにより、近隣住民の再認識と地域ニーズの発掘を図り、要援護者(一人暮らし、高齢者世帯、障がい者世帯等)を把握し、平常時の見守り体制(にこにこネット)の構築や緊急連絡カードの配置、消防署等への情報提供を行うとともに、要援護者については個別の避難計画定め、個別台帳を整備して有事の際に備える。また、避難者及び新たな場所での生活再建者等の市民の福祉や生活に関するあらゆる悩みを相談できる窓口として、定期	政策	無	14000	A	住民相互による支え合いの体制づくりを進めることにより、災害時の要援護者支援体制の整備に寄与している。	B1	当面必要な事業と認めるが、要援護者支援体制整備がなされた後は廃止も含め事業の在り方について検討する必要がある。
62022	Ⅲ	⑤	②	健康福祉部	ホーププラザ奥州開設事業	被災者(避難者)のニーズを把握し、課題解決のために関係機関団体と連携して被災者支援を行う。	避難者交流と生活支援に関する相談等に対応するためのたまり場を開設する。	政策	無	4460	A	内陸への避難者への情報提供を行うとともに、避難者同士及び避難者と住民の交流を図った。	B1	当面必要な事業と認めるが、被災者の生活再建に向け、必要な支援を検討していく必要がある。
62023	Ⅲ	⑤	②	健康福祉部	保護司会補助金	胆江地区保護司会に補助金を交付することにより、この地域における更生保護活動の円滑な推進を図る。	岩手県更生保護研究大会、「社会を明るくする運動」関係事業の実施、処遇支援活動の推進、各種研修会の実施・協力、就労支援等更生援助活動、広報活動、サポートセンターの開設	政策	無	408	A	サポートセンターを開設し、相談業務を行うとともに、精力的に啓発活動に取り組んでいる。	A2	必要な事業と認める。
62024	Ⅲ	⑤	②	健康福祉部	奥州市福祉センター管理運営費補助	福祉活動を総合的に推進するための活動拠点として、社会福祉協議会施設の効率的な管理を行い、市民の福祉の増進と福祉意識の啓発を図るため、それに要する経費に対し、補助するもの。	奥州市総合福祉センター、胆沢総合福祉センター、すばーく胆沢(屋内ゲートボール場)に係る管理運営経費への補助。 社会福祉協議会への福祉センター等社会福祉施設管理運営補助 年8,264千円	政策	無	8292	A	福祉活動を総合的に推進するための活動拠点として、社会福祉協議会施設の効率的な管理を支援している。	C1	事業全体の必要性は認めるが、すばーく胆沢については補助する必要性は認められず、今後の施設の在り方を含めて検討する必要がある。

大綱 Ⅲ 健康的で安心して暮らせるまちづくり ～保健・医療・福祉の充実～

管理番号	大綱	基本施策	施策	担当部	事業名	事業目的	事業内容	政策/経常	新市建設計画	H27事業費(決算)	一次評価	一次評価コメント	総合的評価	総合的評価コメント
62025	Ⅲ	⑤	②	健康福祉部	民生相談事務費(経常)	福祉行政の円滑な運営を図り、もって市民生活の安定を期するため。	民生相談員を委嘱する。	経常	無	21460	A	決して高額とは言えない報酬のなかで、地域福祉の推進のためなくてはならない存在である。	A2	福祉に求められるニーズは複雑・多様化しており、地域福祉の推進のために必要な事業と認める。
62026	Ⅲ	⑤	②	健康福祉部	民生相談事務費(政策)	奥州市内の法定民生児童委員協議会の相互連携と活動の充実、及び民生児童委員・主任児童委員の連携と研鑽を図ることを目的とする。	奥州市民生児童委員連合協議会の福祉活動の助長、相互連携に対する補助。	政策	無	2144	A	法定民生児童委員協議会の相互連携と活動の充実、及び民生児童委員・主任児童委員の連携と親睦を促進している。	A2	福祉に求められるニーズは複雑・多様化しており、地域福祉の推進のために必要な事業と認める。
62027	Ⅲ	⑤	②	健康福祉部	献血推進事業(政策)	献血推進協議会へ補助金を交付し、献血事業の円滑な運営に協力するとともに、献血思想の普及を図り、もって地域社会の献血液体制の推進に寄与することを目的とする。	献血事業の推進及び協力、広報活動(広報おしゅう、奥州市HP、庁内ポスター掲示、新聞広告等)、効率的な配車計画の策定、新規献血協力会場の開拓、ボランティアによる街頭献血者の勧誘、ボランティアへの協力要請	政策	無	364	A	必要な事業であるとする	A2	必要な事業と認める。
62035	Ⅲ	⑤	②	健康福祉部	災害復興支援事業補助金	東日本大震災被災者支援の一環として、被災者支援を行う市内団体に対し、「奥州市東日本大震災被災者支援補助金」を交付して支援することを目的とする。	補助対象となる事業の必要経費2分の1以内の額で1団体あたり20万円を上限として補助金を交付する。	政策	無	434	A	補助事業の終期を見極める必要はあるが、現時点では現状のまま継続することが必要と考える。	A2	必要な事業と認める。
62042	Ⅲ	⑤	②	健康福祉部	安心生活基盤構築事業	孤立防止のための地域の実態把握と支援、社会と繋がりを持ち地域への参加を促進するための居場所づくり、日常生活を円滑に営むための見守りやちょっとした困り事等の基本的な生活支援などの実施に加え、権利擁護の推進等に係る事業をあわせて総合的に実施する。※平成28年度から権利擁護推進は別健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長する。	①抜け漏れのない実態把握(民生委員と協働による訪問調査)、②生活課題検討・調整事業(定期的なケース検討及び調整会議)、③抜け漏れのない支援の実施(買い物支援や登録会員同士の家事・生活援助)、④地域支援活性化事業(地域福祉活動員の配置)、⑤住民参加型まちづくりの普及・啓発、⑥自主財源確保事業、⑦権利擁護推進センター保護は対象者の必要に応じて、生活・住宅・教育・医療・介護・出産・生業・葬祭の8種類の中で対応	政策	無	16994	A	地域住民相互の支え合いによる共助の取組の活性化を図りつつ、生活困窮者を始めとした支援が必要な人と地域とのつながりを適切に確保するとともに、これらを地域全体で支える基盤を構築することを通じて、地域福祉の推進が図られるものである。	B1	地域福祉の充実を推進するため必要な事業と認めるが、事業内容の再構築を図る必要がある。
62028	Ⅲ	⑤	③	健康福祉部	生活保護扶助	健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長する。	生活保護費支給に係る諸費	経常	無	1366509	A	生活困難者の支援に必要な事業である	A2	必要な事業と認める。
62029	Ⅲ	⑤	③	健康福祉部	生活保護総務経費	生活保護業務を執行するための基礎的経費	生活保護費支給に係る諸費	経常	無	3355	A	生活困難者の支援に必要な事業である	A2	必要な事業と認める。
62030	Ⅲ	⑤	③	健康福祉部	生活保護自立支援プログラム策定実施推進事業	自立助長に係る就労支援を行う。	就労に係る各種支援を行う。	経常	無	2266	A	生活困難者の支援に必要な事業である	A2	必要な事業と認める。
62032	Ⅲ	⑤	③	健康福祉部	住宅・生活支援対策事業	景気低迷による失業等による賃貸住宅の維持・確保困難な対象者について、家賃を国が助成し、生活基盤の確保を図る中で、就職による生活の安定を図る。	単身者(25,000円以内)、複数世帯(33,000円以内)の家賃について、住宅の貸手(大家)に家賃を支給することにより、借り手の住宅を確保する。	経常	無	110	A	生活困難者の支援に必要な事業である	A2	必要な事業と認める。
62033	Ⅲ	⑤	③	健康福祉部	生活保護適正実施推進事業	適切な保護を実施するための各種事業を行う。	職員研修・レセプト点検・扶養義務調査等を実施。	経常	無	1423	A	生活困難者の支援に必要な事業である	A2	必要な事業と認める。
62034	Ⅲ	⑤	③	健康福祉部	体制整備強化事業(面接相談員配置事業)	面接相談員の配置により、適切な相談業務を確保する。	本庁及び江刺総合支所に面接相談員を配置する。	経常	無	5860	A	生活困難者の支援に必要な事業である	A2	必要な事業と認める。
62036	Ⅲ	⑤	③	健康福祉部	援護事業(政策)	平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに起因する災害により県内で居住する住宅に著しい被害を受けた被災世帯がその居住する住宅を市内で建設し、又は購入する場合に、当該世帯の世帯主に対して生活再建支援金を交付し、もって被災世帯の早期の生活再建を図ることを目的とする。	地震等の発生時においてその世帯に属する者の数が1人である世帯 75万円 それ以外の世帯 100万円	政策	無	10750	A	被災者の支援に必要な事業である	A2	県や関係市町と連携し、対象となりうる世帯を調査し、早期の生活再建を支援することが必要である。
62037	Ⅲ	⑤	③	健康福祉部	災害救助費	自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。	災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に第9条に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額。	政策	無	43	A	被災者の支援に必要な事業である	A2	必要な事業と認める。
62038	Ⅲ	⑤	③	健康福祉部	災害援護資金貸付金	自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。	(1)「世帯主の負傷」があり、かつ、ア 家財の損害が及び住居の損害がない場合 150万円、イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円、ウ 住居が半壊した場合 270万円、エ 住居が全壊した場合 350万円 (2) 世帯主の負傷がなく、ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円、イ 住居が半壊した場合 170万円、ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250万円、エ 住居の全体が滅失し、又は流失した場合 350万円	政策	無	6500	A	被災者の支援に必要な事業である	A2	必要な事業と認める。

大綱 Ⅲ 健康的で安心して暮らせるまちづくり ～保健・医療・福祉の充実～

管理番号	大綱	基本施策	施策	担当部	事業名	事業目的	事業内容	政策/経常	新市建設計画	H27事業費(決算)	一次評価	一次評価コメント	総合的評価	総合的評価コメント
62041	Ⅲ	⑤	③	健康福祉部	自立相談支援事業(生活困窮者自立支援法)	平成27年4月から施行された「生活困窮者自立支援法」に基づき、複合的な課題を抱える生活困窮者(生活保護受給者を除く。)に対して包括的な支援を提供するため、自立支援相談に応じるための機関(窓口)を設置する。本事業は、生活困窮者自立支援法に規定される市町村必須事業である。	就労その他の自立に関する包括的な相談支援を展開し、生活困窮者の自立の促進を図る。	経常	無	22252	A	生活困窮者の支援に必要な事業である	A2	必要な事業と認めるが、事業効果の検証を把握する必要がある。
62043	Ⅲ	⑤	③	健康福祉部	就労準備支援事業(生活困窮者自立支援法)	生活困窮者自立支援法に基づき、複合的な課題を抱える生活困窮者(生活保護受給者を除く。)に対して包括的な支援を提供する自立相談支援事業において、支援プランを策定した者のうち、一般就労を希望しているが、一般就労に向かうための準備が必要なものに就労準備のプログラムを提供する。本事業は、生活困窮者自立支援法に規定される市町村任	一般就労を目指す生活困窮者に対して、一般就労に向かうための準備として各種プログラムを提供する。プログラムは、対象者のレベルに合わせて、①日常生活自立に関する支援、②社会生活自立に関する支援、③就労体験、④就労自立に関する支援の4段階を想定している。	経常	無	2300	A	生活困窮者の支援に必要な事業である	A2	必要な事業と認めるが、事業効果の検証を把握する必要がある。
64003	Ⅲ	⑥	①	健康福祉部	医師養成奨学金貸付事業(政策)	医学生に奨学金を貸し付けることにより奥州市立医療機関に勤務する医師を確保し、市民が必要とする医療の提供体制を整備することを目的とする。	奥州市立医療機関で、将来医師の業務に従事しようとする医学生に対し、奨学金を貸し付けることにより、市立病院等の医師確保を図る。	政策	無	7200	A	義務履行者がまだない中で成果はまだ見えないが、将来の医師確保のための施策として継続が必要。	A2	医師確保のために不可欠な事業と認めるが、新規貸付のない現状を踏まえ、目的が達成されるよう検討が必要である。
64004	Ⅲ	⑥	①	健康福祉部	医師募集事業(政策)	奥州市立医療機関に勤務する医師を確保する。	医師紹介業者、国保連、大学等関係機関への訪問。勤務を希望する医師との個別面談。	政策	無	188	A	実績を上げており、積極的な働きかけがなくて、医師の確保は難しい。	A1	医師確保のために不可欠な事業と認める。
64005	Ⅲ	⑥	①	健康福祉部	医師養成奨学生募集事業(政策)	医師養成奨学金貸付している学生を対象とした地域医療学習機会を提供し、将来の奥州市の医療体制の充実に資することを目的とする。	県立胆沢、総合水沢病院の施設見学、研修、交流会の実施 まごころ病院における地域医療研修を修了した初期研修医との交流会の実施	政策	無	202	A	義務履行者がまだないなか、成果を図ることはできないが、交流を深めることによって、意識を高め、将来に繋がるものと考え。	A2	必要な事業と認める。
64006	Ⅲ	⑥	①	健康福祉部	地域医療推進事業(政策)	市民の命と健康を守るため、地域医療の現状と課題を把握し、市立病院・診療所のあり方及び地域医療体制について検討する。	策定した奥州市立病院・診療所改革プランの点検評価を行い、経営改善につなげる。結果について情報公開する。 今後の地域医療(在宅医療)の推進を図る	政策	無	77	A	地域医療の良質な医療供給体制を維持するため、計画を策定し、外部の意見を聴き、効果的な推進を図ることが必要	A2	地域の実情に即した医療体制のあり方を継続的に検討・検証することは重要である。
64007	Ⅲ	⑥	①	健康福祉部	国民健康保険特別会計(直診勘定)繰出金	国保直営診療所の運営に係る赤字分を補填する	江刺区診療所(1診療所休診)を運営するため、収支マイナス分を一般会計繰出金で補填し、経営安定を図る。	経常	無	3615	B	地域医療において、市の果たすべき役割は大きい、役割分担等見直していく必要がある。	B1	あらゆる手段を講じながら持続可能な医療体制を構築する必要がある。
64037	Ⅲ	⑥	①	健康福祉部	医療局事業会計負担金等	住民の命を守り健康維持を図るため、良質な医療の確保を図る	医療局事業会計への出資金、負担金の支出	経常	無	1771216	A	小児医療や救急医療、急性期医療を提供し、医療圏全体としての医療機能を保持する役割を果たしている。	A2	必要な事業と認める。
64001	Ⅲ	⑥	②	健康福祉部	休日診療所事業(政策)	胆江医療圏の日曜、祝祭日における一次医療を確保し、二次医療機関への患者集中を緩和する。	胆江地区休日診療所の運営(日曜、祝祭日、年末年始 8時30分～16時) 江刺区 在宅当番医制委託(日曜、祝祭日 午前中)	政策	無	8356	A	医師・看護師が不足する現状で地域医療を維持していくため、一次医療の機能の役割分担として、今後も医師会との良好な関係を維持していく必要がある。	A1	休日の二次救急医療機関の負担軽減に大きな役割を果たしていると認める。
64002	Ⅲ	⑥	②	健康福祉部	病院群輪番制病院運営事業(政策)	胆江医療圏の休日及び夜間における重症救急患者の二次救急医療を確保する。	休日及び夜間の主に重症救急患者の二次救急医療確保のため、胆江管内の大規模病院が共同連帯して輪番制により休日夜間の救急患者に対応している。胆江地区において事業を実施する4医療機関のうち、奥州病院に対して補助金を交付して	政策	無	3623	A	医師・看護師が全国的に不足する現状で地域医療を維持していくため、救急医療の機能の分担として、今後も現状の診療体制を維持していく必要がある。	A1	夜間休日の二次救急医療機関の確保に大きな役割を果たしていると認める。

大綱 III 健康的で安心して暮らせるまちづくり ～保健・医療・福祉の充実～

管理番号	大綱	基本施策	施策	担当部	事業名	事業目的	事業内容	政策/経常	新市建設計画	H27事業費(決算)	一次評価	一次評価コメント	総合的評価	総合的評価コメント
64008	III	⑥	②	健康福祉部	国民健康保険特別会計繰出金	国民健康保険財政の健全化、国民健康保険税負担の緩和、財政基盤の安定化等に資するため、原則として法定の繰出しを行う。	国の通知に基づき算出された額を国民健康保険特別会計に繰出す。また、政策的な判断により、必要に応じて法定外の繰出しを行う。	経常	無	979451	A	医療費負担の軽減を図り、住民の生命を守るため、安定的な給付と予防による医療費の抑制、公平な負担など今後も適切に進めていく必要がある。	A2	必要な事業と認める。
64020	III	⑥	②	健康福祉部	重度心身障害者医療給付事業(補助)	重度心身障害者に対して医療費の一部を給付し適正な医療を確保することにより、これらの者の心身の健康を保持するとともに生活の安定を図り、もって重度心身障害者の福祉の増進に資する。	医療機関等の診療報酬明細書(訪問看護療養費明細書を含む。)又は医療保険各法に定める療養費支給申請書ごとに、医療保険各法その他医療に関する法令等の規定により受給者が負担すべき額(国又は地方公共団体の負担により給付される額を除く。以下「受給者負担額」という。)を給付。ただし、医療保険各法の規定により同一の世帯について一部負担金等を合算することにより高額療養費等が算定される場合における受給者負担額は、当該合算額から高額療養費等を控除した額を一部負担金等の額に応じて按分することにより算定した。	経常	無	273840	A	対象者は社会的、経済的に弱い立場にあり、心身の健康の保持と生活の安定の実現に不可欠な事業である。	A2	必要な事業と認める。
64021	III	⑥	②	健康福祉部	重度心身障害者医療給付事業(単独)	重度心身障害者に対して医療費の一部を給付し適正な医療を確保することにより、これらの者の心身の健康を保持するとともに生活の安定を図り、もって重度心身障害者の福祉の増進に資する。	医療機関等の診療報酬明細書(訪問看護療養費明細書を含む。)又は医療保険各法に定める療養費支給申請書ごとに、医療保険各法その他医療に関する法令等の規定により受給者が負担すべき額(国又は地方公共団体の負担により給付される額を除く。以下「受給者負担額」という。)を給付。ただし、医療保険各法の規定により同一の世帯について一部負担金等を合算することにより高額療養費等が算定される場合における受給者負担額は、当該合算額から高額療養費等を控除した額を一部負担金等の額に応じて按分することにより算定した。	経常	無	60439	B	対象者は社会的、経済的に弱い立場にあり、心身の健康の保持と生活の安定の実現に不可欠な事業となっているが、市が独自に緩和している所得要件等については見直しの余地がある。	B2	必要な事業と認めるが、給付基準の見直しを進める必要がある。
64022	III	⑥	②	健康福祉部	後期高齢者医療事業(経常)	・後期高齢者医療制度における、療養の給付等に要する費用について負担を行う。 ・岩手県後期高齢者医療広域連合の運営に要する費用について負担を行う。	・(後期高齢者医療療養給付費負担金)国4/12(うち約1/12は調整交付金)、県1/12、市1/12の定率負担 ・(岩手県後期高齢者医療広域連合負担金)広域連合の一般会計と特別会計ごとに関係市町村が、	経常	無	1331715	A	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定に基づき市町村の実施事務の範囲が定められているもの。	A2	必要な事業と認める。
64023	III	⑥	②	健康福祉部	後期高齢者医療保険特別会計繰出金	後期高齢者医療特別会計の運用に当たり、必要となる経費を繰出すもの。	・後期高齢者医療特別会計における事務管理に要する経費の繰出 (H25年度以降の予算には対象者管理システムの更新に伴う賃借料(5年リース想定、費用月額1,323千円)を見込む) ・保険基盤安定繰出金(軽減保険料分を県と市で負担するもの。負担割合:県3/4、市1/4)	経常	無	364577	A	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定に基づき市町村の実施事務の範囲が定められているもの。	A2	必要な事業と認める。
64024	III	⑥	②	健康福祉部	乳幼児医療費給付事業(補助)	乳幼児に対して医療費の一部を給付し適正な医療を確保することにより、これらの者の心身の健康を保持するとともに生活の安定を図り、もって乳幼児の福祉の増進に資する。	医療機関等の診療報酬明細書(訪問看護療養費明細書を含む。)又は医療保険各法に定める療養費支給申請書ごとに、医療保険各法その他医療に関する法令等の規定により受給者が負担すべき額(国又は地方公共団体の負担により給付される額を除く。以下「受給者負担額」という。)を給付。ただし、医療保険各法の規定により同一の世帯について一部負担金等を合算することにより高額療養費等が算定される場合における受給者負担額は、当該合算額から高額療養費等を控除した額を一部負担金等の額に応じて按分することにより算定した。	経常	無	128257	A	対象者は社会的、経済的に弱い立場にあり、心身の健康の保持と生活の安定の実現に不可欠な事業である。	A2	必要な事業と認める。
64025	III	⑥	②	健康福祉部	乳幼児医療費給付事業(単独)	乳幼児及び小学生に対して医療費の一部を給付し適正な医療を確保することにより、これらの者の心身の健康を保持するとともに生活の安定を図り、もって乳幼児及び小学生の福祉の増進に資する。	医療機関等の診療報酬明細書(訪問看護療養費明細書を含む。)又は医療保険各法に定める療養費支給申請書ごとに、医療保険各法その他医療に関する法令等の規定により受給者が負担すべき額(国又は地方公共団体の負担により給付される額を除く。以下「受給者負担額」という。小学生は2分の1(10円未満切捨て)の額)を給付。ただし、医療保険各法の規定により同一の世帯について高額療養費等が算定される場合における受給者負担額は、高額療養費等を控除した額を一部負担金等の額に応じて按分することにより算定した額とす	経常	無	140758	B	対象者は社会的、経済的に弱い立場にあり、心身の健康の保持と生活の安定の実現に不可欠な事業となっているが、市が独自に緩和している所得要件等については見直しの余地がある。	B2	子育て支援の観点からも必要な事業と認めるが、給付基準の見直しを進める必要がある。

大綱 Ⅲ 健康的で安心して暮らせるまちづくり ～保健・医療・福祉の充実～

管理番号	大綱	基本施策	施策	担当部	事業名	事業目的	事業内容	政策/経常	新市建設計画	H27事業費(決算)	一次評価	一次評価コメント	総合的評価	総合的評価コメント
64026	Ⅲ	⑥	②	健康福祉部	妊産婦医療費給付事業(補助)	妊産婦に対して医療費の一部を給付し適正な医療を確保することにより、これらの者の心身の健康を保持するとともに生活の安定を図り、もって妊産婦の福祉の増進に資する。	医療機関等の診療報酬明細書(訪問看護療養費明細書を含む。)又は医療保険各法に定める療養費支給申請書ごとに、医療保険各法その他医療に関する法令等の規定により受給者が負担すべき額(国又は地方公共団体の負担により給付される額を除く。以下「受給者負担額」という。)を給付。ただし、医療保険各法の規定により同一の世帯について一部負担金等を合算することにより高額療養費等が算定される場合における受給者負担額は、当該合算額から高額療養費等を控除した額を一部負担金等の額に応じて按分することにより算定した。	経常	無	22699	A	対象者は社会的、経済的に弱い立場にあり、心身の健康の保持と生活の安定の実現に不可欠な事業である。	A2	必要な事業と認める。
64027	Ⅲ	⑥	②	健康福祉部	妊産婦医療費給付事業(単独)	妊産婦に対して医療費の一部を給付し適正な医療を確保することにより、これらの者の心身の健康を保持するとともに生活の安定を図り、もって妊産婦の福祉の増進に資する。	医療機関等の診療報酬明細書(訪問看護療養費明細書を含む。)又は医療保険各法に定める療養費支給申請書ごとに、医療保険各法その他医療に関する法令等の規定により受給者が負担すべき額(国又は地方公共団体の負担により給付される額を除く。以下「受給者負担額」という。)を給付。ただし、医療保険各法の規定により同一の世帯について一部負担金等を合算することにより高額療養費等が算定される場合における受給者負担額は、当該合算額から高額療養費等を控除した額を一部負担金等の額に応じて按分することにより算定した。	経常	無	18158	B	対象者は社会的、経済的に弱い立場にあり、心身の健康の保持と生活の安定の実現に不可欠な事業となっているが、市が独自に緩和している所得要件等については見直しの余地がある。	B2	少子化対策の観点からも必要な事業と認めるが、給付基準の見直しを進める必要がある。
64028	Ⅲ	⑥	②	健康福祉部	ひとり親家庭等医療費給付事業(補助)	ひとり親家庭等に対して医療費の一部を給付し適正な医療を確保することにより、これらの者の心身の健康を保持するとともに生活の安定を図り、もってひとり親家庭等の福祉の増進に資する。	医療機関等の診療報酬明細書(訪問看護療養費明細書を含む。)又は医療保険各法に定める療養費支給申請書ごとに、医療保険各法その他医療に関する法令等の規定により受給者が負担すべき額(国又は地方公共団体の負担により給付される額を除く。以下「受給者負担額」という。)を給付。ただし、医療保険各法の規定により同一の世帯について一部負担金等を合算することにより高額療養費等が算定される場合における受給者負担額は、当該合算額から高額療養費等を控除した額を一部負担金等の額に応じて按分することにより算定した。	経常	無	51018	A	対象者は社会的、経済的に弱い立場にあり、心身の健康の保持と生活の安定の実現に不可欠な事業である。	A2	必要な事業と認める。
64029	Ⅲ	⑥	②	健康福祉部	ひとり親家庭等医療費給付事業(単独)	ひとり親家庭等に対して医療費の一部を給付し適正な医療を確保することにより、これらの者の心身の健康を保持するとともに生活の安定を図り、もってひとり親家庭等の福祉の増進に資する。	医療機関等の診療報酬明細書(訪問看護療養費明細書を含む。)又は医療保険各法に定める療養費支給申請書ごとに、医療保険各法その他医療に関する法令等の規定により受給者が負担すべき額(国又は地方公共団体の負担により給付される額を除く。以下「受給者負担額」という。)を給付。ただし、医療保険各法の規定により同一の世帯について一部負担金等を合算することにより高額療養費等が算定される場合における受給者負担額は、当該合算額から高額療養費等を控除した額を一部負担金等の額に応じて按分することにより算定した。	経常	無	19454	B	対象者は社会的、経済的に弱い立場にあり、心身の健康の保持と生活の安定の実現に不可欠な事業となっているが、市が独自に緩和している所得要件等については見直しの余地がある。	B2	必要な事業と認めるが、給付基準の見直しを進める必要がある。
64030	Ⅲ	⑥	②	健康福祉部	寡婦医療費給付事業(単独)	寡婦に対して医療費の一部を給付し適正な医療を確保することにより、これらの者の心身の健康を保持するとともに生活の安定を図り、もって寡婦の福祉の増進に資する。	医療機関等の診療報酬明細書(訪問看護療養費明細書を含む。)又は医療保険各法に定める療養費支給申請書ごとに、医療保険各法その他医療に関する法令等の規定により受給者が負担すべき額(国又は地方公共団体の負担により給付される額を除く。以下「受給者負担額」という。)を給付。ただし、医療保険各法の規定により同一の世帯について一部負担金等を合算することにより高額療養費等が算定される場合における受給者負担額は、当該合算額から高額療養費等を控除した額を一部負担金等の額に応じて按分することにより算定した。	経常	無	36451	B	対象者は社会的、経済的に弱い立場にあり、心身の健康の保持と生活の安定の実現に不可欠な事業となっているが、市が独自に緩和している所得要件等については見直しの余地がある。	B2	必要な事業と認めるが、給付基準の見直しを進める必要がある。
T64001	Ⅲ	⑥	②	健康福祉部	一般事務費(経常)	奥州市国民健康保険事業の健全運営に必要な事務を実施する。	被保険者の資格管理、保険給付その他国民健康保険事業の健全運営に資する事業	経常	無	30529	A	国民皆保険制度の根幹である国民健康保険の健全運営のために必要	A2	国民健康保険制度の維持に必要な事業と認めるが、経費削減に努める必要がある
T64002	Ⅲ	⑥	②	健康福祉部	国民健康保険連合会負担金	保険者事務の共同処理、診療報酬の審査及び支払、保健事業、国民健康保険運営資金の融資並びに国民健康保険に関する調査及び研究を行う岩手県国民健康保険団体連合会の総務的経費に充てる。	岩手県国民健康保険団体連合会負担金	経常	無	15408	A	国民健康保険の効率的な運営のために必要である	A2	必要な事業と認める。
T64003	Ⅲ	⑥	②	健康福祉部	一般被保険者療養給付費	奥州市国民健康保険被保険者の疾病又は負傷に関し必要な保険給付を行う。	医療費のうち、一般被保険者が保険医療機関等に支払う自己負担分(一部負担金)を除いた費用を、法定負担割合に基づき負担する。	経常	無	6774504	A	国民皆保険制度の根幹である国民健康保険の運営のために必要である	A2	必要な事業と認める。

大綱 Ⅲ 健康的で安心して暮らせるまちづくり ～保健・医療・福祉の充実～

管理番号	大綱	基本施策	施策	担当部	事業名	事業目的	事業内容	政策/経常	新市建設計画	H27事業費(決算)	一次評価	一次評価コメント	総合的評価	総合的評価コメント
T64004	Ⅲ	⑥	②	健康福祉部	退職被保険者等療養給付費	奥州市国民健康保険被保険者の疾病又は負傷に関し必要な保険給付を行う。	医療費のうち、退職被保険者が保険医療機関等に支払う自己負担分(一部負担金)を除いた費用を、法定負担割合に基づき負担する。	経常	無	454705	A	国民健康保険制度の運営のために必要である	A2	必要な事業と認める。
T64005	Ⅲ	⑥	②	健康福祉部	一般被保険者療養費	奥州市国民健康保険被保険者の疾病又は負傷に関し必要な保険給付を行う。	柔道整復、あんま、はり、きゅうなど、保険医療機関等における医療サービスとして現物給付を行うことが困難である、また、緊急その他やむを得ない場合等について、一定の支給要件を備えた場合に限り、一般被保険者の療養に要した費用を事後に	経常	無	38049	A	国民皆保険制度の運営のために必要	A2	必要な事業と認める。
T64006	Ⅲ	⑥	②	健康福祉部	退職被保険者等療養費	奥州市国民健康保険被保険者の疾病又は負傷に関し必要な保険給付を行う。	柔道整復、あんま、はり、きゅうなど、保険医療機関等における医療サービスとして現物給付を行うことが困難である、また、緊急その他やむを得ない場合等について、一定の支給要件を備えた場合に限り、退職被保険者の療養に要した費用を事後に	経常	無	1586	A	国民健康保険の運営のために必要である	A2	必要な事業と認める。
T64007	Ⅲ	⑥	②	健康福祉部	診療報酬請求明細審査事務費	医療機関からの医療費の請求内容を審査し、保険給付費の支出の適正化を図る。	岩手県国民健康保険団体連合会が行う診療報酬請求明細書に係る一次審査及び支払業務に対し、審査支払手数料を支出する。	経常	無	22607	A	国民皆保険制度の根幹である国民健康保険の運営のために必要である	A2	必要な事業と認める。
T64008	Ⅲ	⑥	②	健康福祉部	一般被保険者高額療養費	奥州市国民健康保険被保険者の高額な医療費の負担を軽減する。	一般被保険者が保険医療機関等で受けた療養に支払った自己負担分(一部負担金)が自己負担限度額を超えた場合に、その超えた額を支給する。	経常	無	806290	A	国民皆保険制度の根幹である国民健康保険の運営のために必要である	A2	必要な事業と認める。
T64009	Ⅲ	⑥	②	健康福祉部	退職被保険者等高額療養費	奥州市国民健康保険被保険者の高額な医療費の負担を軽減する。	退職被保険者が保険医療機関等で受けた療養に支払った自己負担分(一部負担金)が自己負担限度額を超えた場合に、その超えた額を支給する。	経常	無	60924	A	国民皆保険制度の根幹である国民健康保険の運営のために必要である	A2	必要な事業と認める。
T64010	Ⅲ	⑥	②	健康福祉部	一般被保険者高額介護合算療養費	奥州市国民健康保険被保険者の高額な医療費の負担を軽減する。	一般被保険者が支払った医療保険と介護保険の自己負担額の合算額が算定基準額を超えた場合に、その超えた額を支給する。	経常	無	447	A	国民皆保険制度の根幹である国民健康保険の運営のために必要である	A2	必要な事業と認める。
T64011	Ⅲ	⑥	②	健康福祉部	出産育児一時金給付費	奥州市国民健康保険被保険者の出産に関し、必要な保険給付を行う。	被保険者が出産したときに、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金を支給す	経常	無	31848	A	国民皆保険制度の根幹である国民健康保険の運営のために必要である	A2	必要な事業と認める。
T64012	Ⅲ	⑥	②	健康福祉部	葬祭費給付費	奥州市国民健康保険被保険者の死亡に対し、必要な保険給付を行う。	被保険者が死亡したときに、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費を支給する。	経常	無	5520	A	国民皆保険制度の根幹である国民健康保険の運営のために必要である	A2	必要な事業と認める。
T64013	Ⅲ	⑥	②	健康福祉部	後期高齢者支援金	高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づく後期高齢者支援金を拠出する。	後期高齢者医療に係る保険給付費に対する現役世代の支援分として、各医療保険者が社会保険診療報酬支払基金に拠出(財源プール)する。	経常	無	1576084	A	国民皆保険制度の根幹である国民健康保険の運営のために必要である	A2	必要な事業と認める。
T64015	Ⅲ	⑥	②	健康福祉部	介護納付金	介護保険法の規定に基づく介護納付金を納付する。	介護被保険者の給付費に対する負担分として、介護2号被保険者(40～65歳)から徴収した保険料(税)を元に各医療保険者が社会保険診療報酬支払基金に納付(財源プール)する。	経常	無	687913	A	国民皆保険制度の根幹である国民健康保険の運営のために必要である	A2	必要な事業と認める。
T64016	Ⅲ	⑥	②	健康福祉部	高額医療費拠出金	国民健康保険法の規定に基づく高額な医療に係る交付金事業の財源となる拠出金を拠出する。	小規模被保険者の運営基盤の安定化(リスク軽減)を図るため、1件あたり80万円を超える高額な医療費について、県内の国民健康保険被保険者が、岩手県国民健康保険団体連合会に拠出(財源プール)し、実績に応じた交付を受けることで、費用負担の	経常	無	238314	A	国民皆保険制度の根幹である国民健康保険の運営のために必要である	A2	必要な事業と認める。
T64017	Ⅲ	⑥	②	健康福祉部	保険財政共同安定化事業拠出金	国民健康保険法の規定に基づく高額な医療に係る交付金事業の財源となる拠出金を拠出する。	県内市町村間の国民健康保険税の平準化、財政の安定化を図るため、1件あたり1円以上の医療費について、県内の国民健康保険被保険者が、岩手県国民健康保険団体連合会に拠出(財源プール)し、実績に応じた交付を受けることで、費用負担の	経常	無	2957678	A	国民皆保険制度の根幹である国民健康保険の運営のために必要である	A2	必要な事業と認める。
T64018	Ⅲ	⑥	②	健康福祉部	医療費適正化対策事業	奥州市国民健康保険被保険者の健康寿命の延伸及び国保財政健全化を図る。	重複、多受診者へ看護師が訪問し服薬指導等受診指導を行う。 被保険者に健康及び国保制度に対する意識を深めさせるため医療費の通知を行う。 医療費負担の適正化の観点から、ジェネリック(後発)医薬品差額通知を行う。	経常	無	12377	A	国民皆保険制度の根幹である国民健康保険の運営のために必要である	A2	国民健康保険制度の維持に必要な事業と認めるが、経費削減に努める必要がある。
T64019	Ⅲ	⑥	②	健康福祉部	保健事業	奥州市国民健康保険被保険者の健康寿命の延伸及び国保財政健全化を図る。	健康教育普及事業の実施 食生活改善事業の実施(委託先:奥州市食生活改善推進員協議会) メタボ解消教室の開催	経常	無	7881	A	国民皆保険制度の根幹である国民健康保険の運営のために必要である	A2	国保財政健全化につながるよう、予防医療の推進内容について、常に検証して実施していく必要がある。
T64020	Ⅲ	⑥	②	健康福祉部	直営診療施設勘定繰出金	直営診療施設等における(国)特別調整交付金対象事業に係る交付額について、当該交付金を含む調整交付金全体を収納した国民健康保険事業勘定から、水沢病院事業会計、まごころ病院事業会計及び直営診療施設勘	(国)特別調整交付金のうち、水沢病院事業、まごころ病院事業及び直営診療施設における対象経費について交付された額を繰り出す。	経常	無	99705	A	直営施設の運営のために必要である	A2	必要な事業と認める。
T64021	Ⅲ	⑥	②	健康福祉部	特定健康診査等事業	心臓病、脳卒中、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化の予防、対象者の高齢期における適切な医療の確保を図る	健康診査	経常	無	98161	A	国民健康保険の健全運営のために必要	A2	必要な事業と認めるが、健診受診率の向上に努める必要がある。

大綱 Ⅲ 健康的で安心して暮らせるまちづくり ～保健・医療・福祉の充実～

管理番号	大綱	基本施策	施策	担当部	事業名	事業目的	事業内容	政策/経常	新市建設計画	H27事業費(決算)	一次評価	一次評価コメント	総合的評価	総合的評価コメント
T64022	Ⅲ	⑥	②	健康福祉部	(後期待会)一般事務経費	後期高齢者医療制度の運営に当たり市が所掌する被保険者証の交付等や医療給付を行うための手続きに係る事務を行う。	被保険者証や高額療養費支給申請に係る勤奨通知の発送や、対象者管理システムの維持管理。	経常	有	18275	A	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定に基づき市町村の実施事務の範囲が定められているもの。	A2	後期高齢者医療制度の維持に必要な事業と認めるが、経費削減に努める必要がある。
T64023	Ⅲ	⑥	②	健康福祉部	(後期待会)賦課徴収事務費	後期高齢者医療制度の運営に当たり市が所掌する、保険料の徴収に係る事務を行う。	保険料賦課決定通知等の調製・発送や、臨時職員・非常勤職員による電話催告・訪問徴収。	経常	無	7068	A	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定に基づき市町村の実施事務の範囲が定められているもの。	A2	後期高齢者医療制度の維持に必要な事業と認めるが、経費削減に努める必要がある。
T64024	Ⅲ	⑥	②	健康福祉部	(後期待会)後期高齢者医療広域連合納付金	後期高齢者医療制度の運営に当たり、市が徴収した保険料及び保険料軽減措置の実施に係る保険基盤安定負担金を岩手県後期高齢者医療広域連合に納付する。	市が徴収した保険料及び保険料軽減措置の実施に係る保険基盤安定負担金を岩手県後期高齢者医療広域連合に納付する。	経常	無	1105525	A	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定に基づき市町村の実施事務の範囲が定められているもの。	A2	必要な事業と認める。
T64025	Ⅲ	⑥	②	健康福祉部	一般管理費	江刺区の医療の確保を図る	江刺区の診療所の運営	経常	無	8608	A	へき地医療体制確保のため必要	A2	必要な事業と認める。